

令和5年

第1回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和5年 第1回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年1月10日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	檜木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

5 議事

- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第2号 非農地証明願いの審議について
- ・議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第4号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 17 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 1 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、あけましておめでとうございます。新年もよろしく願いいたします。旧年中は、新型コロナの影響で例年どおりの活動はできませんでしたが、皆様のご協力のもと委員会が無事終了したことに感謝しております。さて、私達の任期もあと半年あまりとなりましたが、それぞれの活動よろしく願いいたします。また、2 月は、農地パトロールと山鹿市で行う農業委員研修については、皆様の積極的な参加をお願いします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 11 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 13 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 5 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 5 件、非農地証明願いの審議 1 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 20 件、使用貸借権の設定 3 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、7 番委員、9 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号の 13 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 13 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 1 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。続きまして、議案第 1 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 5 件、4 条 1 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 1 号農地法第 3 条による許可申請の 5 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 5 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条5件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第1号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。また、農地法第5条による、転用許可申請の件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた6番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

6番農業委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南西へ約1.6kmのところになります。申請面積383㎡の敷地に農業用倉庫を計画するものです。なお、申請人の息子は先に農用地利用計画における用途区分を農業用施設用地に変更する手続きを行っており、このことに安心して事前に通路を整備しております。このことについては農地法の規定を知らなかったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北東へ約700mのところになります。申請面積817㎡の敷地にアパート2棟(10戸分)(建築面積:295.38㎡)を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.3kmのところになります。申請面積253㎡の敷地に個人住宅(建築面積:115.93㎡)を計画す

るものです。農地区分は、第3種農地となります。

- 5条順位3番を説明します。

申請地は、国道57号北側復旧ルート阿蘇西インターチェンジから西へ約820mのところになります。申請面積497㎡の敷地に個人住宅（建築面積：124.83㎡）と通路を計画するものです。農地区分は、第1種農地ですが、集落接続により転用は可能です。

- 5条順位4番を説明します。

申請地は、国道57号北側復旧ルート阿蘇西インターチェンジから西へ約820mのところになります。申請面積1,151㎡の敷地に資材置場を計画するものです。農地区分は、第1種農地ですが、集落接続により転用は可能です。

- 5条順位5番を説明します。

申請地は、国道57号北側復旧ルート阿蘇西インターチェンジから南西へ約430mのところになります。申請面積499㎡の敷地に個人住宅（建築面積：101.4㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条及び5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条5件は決定します。

これで議案第1号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第2号非農地証明願いの審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号非農地証明願いの審議について

順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。補足説明を行います。

事務局 申請地はJR波野駅から南西に約3kmのところになります。申請面積は333㎡で、山を相続した際、山林部分が畑になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、昭和22年3月4日撮影の航空写真によりその時点で既に山林の状態であることを確認しております。非農地証明交付の基準

としましては、「昭和 27 年 10 月 20 日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。

4 番農業委員 現地を確認しまして、以前から農地でないことを確認しており、特段の問題はないと思います。

議 長 議案第 2 号の非農地証明について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。非農地証明について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 続いて議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号所有権移転の 7 件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 7 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 3 号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 7 件は決定します。

議 長 次に議案 3 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 3 号 2 番の利用権設定の 20 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 20 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 3 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 20 件は決定します。

議 長 次に議案 3 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 3 号 3 番の使用貸借権設定の 3 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位3番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第3号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定の3件は決定します。

これで議案第3号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第4号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から6番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の11番委員と農業委員8番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員11番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と6番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と農業委員15番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と農業委員17番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と農業委員12番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案4号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案4号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第1回総会を閉会いたします。